

# 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

※受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や手続きは日本年金機構(年金事務所)が実施します。

## 対象となる方

### ■老齢基礎年金を受給している方

下記の要件をすべて満たしている必要があります。

- 65歳以上である
- 世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が881,200円以下である

### ■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 前年の所得額が4,721,000円以下である

請求手続き

#### ①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

給付金の対象者には、日本年金機構から通知が郵送されますので、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。

#### ②年金受給を開始される方

年金の請求手続き時に、年金事務所または市区町村であわせて手続きができます。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。



日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165(ナビダイヤル)

年金給付金 検索



## 12月7日(木)は出張年金相談

相談は予約制となっていますので、和歌山西年金事務所へご予約ください。

日時 12月7日(木) 10時~15時(最終受付14時)

場所 湯浅町役場 1階 多目的室

予約電話番号 TEL **073-447-1660** (和歌山西年金事務所 お客様相談室)